

第十二回国参議院人事委員会會議録第十号

昭和二十六年十一月二十日(火曜日)午前十時二十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉田 法晴君
理事 杉山 昌作君
千葉 信君

委員

加藤 武徳君
小野 哲君
木下 源吾君
森崎 隆君
紅露 みつ君

政府委員

(内閣総理大臣官房審議室)
長事務代理 増子 正宏君
総理事務官 佐藤 朝生君
人事院事務局長 龍本 忠男君
人事院事務次官 西川基五郎君
大蔵省主計 岸本 晋君
局給与課長
事務局側
常任委員 川島 孝彦君
会車員

本日の會議に付した事件

○特別職の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○予算委員会へ申入に関する件

○公務員制度に関する一般調査の件

(人事院及び人事行政事務に関する定員問題に関する件)

○委員長(吉田法晴君) それでは只今

から人事委員会を開会いたします。特別職の給与法の改正に關します提案理由の説明を西川政務次官にお願いたします。

○政府委員(西川基五郎君) 特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案は、従来一般職の職員に關する法律に於いて、その職務の内容に應じた給与が定められて参つたのであります。が、今般人事院の勧告に基きまして、一般職の職員に關する法律に於いて、特別職につきましても、特別職につきましても、特別職と同じく、特別職の職員に關する法律に於いて、特別職の給与に關する法律に必要の改正を加え、給与の改訂を行いたいと存するのであります。

次に改正の要点を簡単に御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣等の給与につきまして、従来一般職の職員に關する法律に於いて、その職務の内容に應じた給与が定められて参つたのであります。が、今般人事院の勧告に基きまして、一般職の職員に關する法律に必要の改正を加え、給与の改訂を行いたいと存するのであります。

た理由並びにその内容の概略でございます。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(吉田法晴君) 本法案に対しまして質疑は他日に譲ります。ちよつと速記をとめて下さい。

午前十一時二十八分速記中止
午後零時三十二分速記開始
○委員長(吉田法晴君) それでは速記を始め下さい。

それでは人事院勧告を尊重してもらいたいという予算委員会への申入れを本委員会としていたしたいと存するのでございまして、案文は委員長にお任せを願ふことにしまして、主要な点は人事委員会は人事院勧告通りの給与改訂が行われるため、今次補正予算に對して別紙の通り増額修正がなされるという趣旨の申入書を人事委員長名で予算委員長宛に提出することに御異議ございせんでしょうか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
○委員長(吉田法晴君) それではさよう取り計らいます。

午後零時三十四分休憩
午後二時二十九分開会
○委員長(吉田法晴君) それでは休憩前に引き続き人事委員会を開会いたしました。定員法改正問題に關連いたしました人事院及び人事行政事務に關しまして定員問題について御審議を頂きたいと思つておられます。併しながら

と思つておられます。この行政整理の首切りをやろうというのですが、一休人事院ではさういふことを今までやつたのですか。またさうでなかつたならばどういふ理由でさういふ減員するといふことになるのか。それが一点と、もう一つは、これが政府対人事院において今日まで如何なる交渉経過があつたのか。さういふ点について、なおできるならば今日の人事院の事務実態について一つ定員とからんで……

○政府委員(佐藤朝生君) 只今の御質問に對してお答えいたします。今回の人員の減員につきましても、政府対人事院の交渉経過といふことであります。私の承知しておりますところでは、政令諮問委員会人事院の問題が議題に供せられました。それによりまして結論が出たものが我々のほうに示されておるのであります。その後政府に對していろいろ審議されました。現在の人員の三割二分六厘という減員を私のほうに通告して来ております。

人事院といつたしましてはこの問題に關しましては、現在の新しい國家公務員法ができました。現在までの間、まだ國家公務員法が全部施行されておられません。今日であります。であります。が、いろいろ研究いたしました。研究し又現在も研究しております。研究が、いろいろ事務の簡素化と申します。各省に對しては、各省の人事院に對しては、各省の事務に對しては、簡素化するべきところは簡素化したいと思つております。併しながら

この三割二分六厘の数字、この三割二分六厘の減らした陣容で人事院のこれらの新しい公務員法を運用して行けるかどうかといふことについて目下検討中でございます。また、この結論は出ておらないのが現状であります。現在事務の実態といふお話がございましたが、人事院の現在の段階におきましては、國家公務員法の根本になりましては、國家公務員法がまだ全部行われておりませんが、現在職務制は実施されておらず、現任職務制は実施されておらない実情であります。これに伴います任用制度等は給与連帯の問題につきましては、現在人事院として検討中でございます。ただ、先ほど申し上げました事務の簡素化につきましては、或いは給与連帯等の制度につきましては、各省に對しては、我々のほうでもう一度この制度を見直して簡単にしたいと思つておられます。その他任用制度の問題、或いは給与制度の問題につきましては、人事院の承認を受くべきいろいろな範囲がございまして、さういふ範囲につきましても、その受くべき範囲を狭くするといふような方向について研究しております。また、大體結論を得まして、給与連帯につきましては、来年の一月からこれを実施したいと思つております。又承認を受くべき範囲の縮小につきましては、或る程度の結論を得まして、近く給与関係におきましては、目下國會で審議中の給与法が通過したし

ましたあとの人事院規則の改正の機会等にこれを実施したいと思つております次第であります。

○木下源吾君 今政令諮問委員会に出た案を示されたというのだが、政令諮問委員会というものは公式の機関じゃないことは御承知であろうし、そうしてそれらが一人人事院の内容について深く専門的知識があるとも考えられないので、むしろ問題は人事院それ自身にあるのだと思ふのだが、今のお話では、内閣のほうできめて来たのであつて、そうして三割二分というのをまあ押付けられたのだ。併しながらこれでやつて行けるかどうかは、今折角検討中だと、こういうのですが、折角検討中なんでは我々としては納得が行かないので、一体結論がいつになつたら出るのか。又その結論がまだ余日があるに、まだいろいろの事務の簡素化というものを實現するにはまだ余日があると思ふのだが、そういうことについて人事院のやらなければならぬ仕事がないのか。或いは又そのことを強行することにおいて労働強化になるといふような面がないのか。そういう点について一つお伺いしたいと思ふ。

○政府委員(佐藤朝生君) 只今の御質問にお答えいたしますが、政府諮問委員会のお話のいろいろ意見を示されたのでございまして、これにつきましても、いろいろ私どももいたしまして意見を持つておりまして、その意見は申上げたこともありますが、政令諮問委員会の中いろいろの人事行政の、何と申しますか、簡素化と申しますか、簡素化につきましても、国家公務員法の線を外れていることもございまして、そう

いう簡素化では我々としては国家公務員法そのものが円滑にできないのでありまして、その通りにはやつて行けないという我々意見を持つております。又三三〇六六につきましてもいろいろ結論が出るかというお話でございまして、私どもの三三〇六六という減員につきましては、御承知の通り定員法の中には人事院は入つておりません、通常国会の際にこれが問題になると思つておりまして、通常国会の予算折衝等の際までに結論をつけられようしいだらうと考えて、目下検討中でございます。

それからいろいろな事務の簡素化の時期等について御質問がございましたが、人事院といたしましては初め何と申しますか、この人事行政をやつて行きますにつきましても、中央集権的にやつとやつて参りましたので、漸次今年の春ごろから各省に委任する部門を多くいたしまして来たわけでございます。この各省に委任して行く分を多くして行くことについて又考えまして、或る程度各省に委任する部門を多くいたしたいと考えてやつていまして、結論が出たものから一つ一つ実施して行きたい、そういうふうに考えております。

○木下源吾君 そうすると諮問委員会の決定事項によつては、定員法の一部を改正しなければならぬというふうな結果も現れるようなことになり。そういう場合について具体的にやります定員法を改正したほうがよいというふうな考えているのか。それから一つは、各省に人事行政の事務を委任するとい

仕事が増えて、人が余計要するという結果になるのではないかとこのことについてはどういふことになるのですか。○政府委員(佐藤朝生君) 第一点の問題は、これは私らよつて申し間違えたかも知れませんが、定員法ではございませんで、国家公務員法を改正しなくちゃならぬことになるだろうということをお申上げたのでありまして、私どももいたしましては、国家公務員法改訂は職階法というふうなものは、新しい人事行政の根本になる法律でございまして、これを改正するのがよいというふうな結論は決して持つておりません。その主要の精神とするところを改訂されることについては、我々賛成することができないと思つております。それからそのたいろいろな手続の問題だつたら、又問題は別だと思ひます。第二点の各省に人事行政の事務を委任したら、各省のほうの事務が増える。各省のほうの事務を減らさなければならぬのではないかとお尋ねでございますが、これはすらすらと考へますと、おつしやる通りでございます。ただ各省の人事行政の事務をただ委したのでは、各省の人事行政が増えるだけであると思ひますが、任せるにつきましてその内容的に検討いたしました。簡素化するところがなければ、各省の事務がこれは増えるばかりであると思ひます。人事行政の事務の簡素化と申しますか、内容を簡単にいたしますれば、その点はおつしやつた通りにも行かないだろうと思ひます。両方いろいろの問題が起るだろうと思ひます。

○千葉信君 事務局長にお尋ねいたしますが、あなたは事務総局の責任者として、現在の人事院の仕事自体の中に簡素化できる仕事があるというふうにお考えになつておられますか、どうですか、この点を先ず……。○政府委員(佐藤朝生君) 私事務総局の責任者としていたしましては、その国家公務員法の主眼としたしてございまして、いろいろな精神による諸施策はこれは簡素化することができないと思ひます。ただいろいろな手続でございまして手続的のものは、これは簡素化することができるところが相当あるだろうと思ひます。

○千葉信君 あなたのお話のように、手続等については或る程度簡素化できる部分があるとしても、私どもが見ているところでは、日本の本當の公務員制度を確立するためのこの公務員法が、今の段階では、殆んどもう制限規定に関する部分だけは実施に移されておられるけれども、公務員の福祉を擁護する点においては、現在の段階ではまだ公務員法が完全に実施されておられないというところは、これは事務局長もお認めですか。

○政府委員(佐藤朝生君) 千葉委員にお答えいたしますが、福祉方面の事務はまだ完全に行われていないということも私も認めます。これは恩給でありまして、その他いろいろ、私どものほうの事務総局で申上げますれば能率局関係の事務等におきまして、福祉増進の部面が相当ございまして、その部面の我々の今の仕事は少し遅れておりまして、そのためにまだこれは完全に行われていないということは、勿論そうであらうと思ひます。

○千葉信君 そういふことになりましたと、これはまあ事務局長から先に御答

弁を頂いたような形になりますけれども、大体今の段階で、私ども従来の人事院のやつて来た業績はとにかくとして、職階法の法律が通つてから、もうすでに一年半になる。而もその職階法の命ずるいろいろな措置もとられていないし、職階法の分類もまだ確立しておられない。それから又本格的な給与の決定を急がなければならぬのにかかわらず、給与準則はいつになるのかわからない。おまけに恩給制度のごときは、これ又今度の通常国会にも出るか出ないかわからないという、こういう段階で、これは作業の進行という問題になるかも知れませんが、結局いろいろな人事院の機構の中にもまだ不備のあつたり、不足があつたりするために、こういうふうな作業が遅れて、而もそれによつて蒙る公務員諸君の不利益というものは非常に大きなものがあると思ひます。従つてこれは、人事院としてできるだけ早急にこれらの保障規定、保護規定を早く整備して、そうして立体的な公務員制度を完全に実施する方向へ一日も早く持つて行かなければならぬと思ひます。そういう点から言いますと、仮に現在の段階の中で手続規定等を簡素化する余地は仮にあつても、総体の人事院の事務総局の人員をその手続規定の簡素化だけによつて減らすことができないことにはならないと思ふのです。つまりそういうふうな事務簡素化を一方で手続規定の分等に関してはやりながら、一方においては早く公務員制度の完全な実施という方向へ、人事院としては進まなければならないと思ふが、そういう点から申しますと、一体早くこの公務員法を完全に実施するため

に、事務局長としては、現在の人事院の事務局長の機構というものをもう少し整備しなければならぬ立場に今の段階で置かれていないか。こういふ点については、一つ客観情報等によつて徒らに右顧左眈されるという態度をとらずに、この際はずきり、一体どういふ程度に事務総局を確立したい希望をお持ちであるか、又それによつてどういふような構想をお持ちであるか。こういった点についてこの際一つ事務局長からはずきりした御意見を承わつて置きたいと思ひます。

○政府委員(佐藤朝生君) 只今、千葉委員からお話ございましたが、お話の通り職種、職級の分類、又本格的の給与準則或いは恩給の問題等につきましては、この一兩年我々といひましては、この一兩年我々といひまして全力を挙げましていろいろ研究をして参つたのでございますが、まだ完成の域まで達していません。その点につきましては、千葉委員からお話の通り目下作業の進行中でございますが、これがまあ只今のお話によりますと、機構の不備から来ておるのではないかと、いろいろお話もございましたが、我々といひましては、こういった仕事をやつて行くにつきまして、一応最初の機構を考えてやつておるつもりでありまして、現在機構が今申上げましたような仕事に対して不適当であるとは思つておりません。ただ、先ほど申上げました事務の簡素化でありますとか、そういう点は職種、職級の分類等が一応終りましたときの、我々の給与局職階部の案等を又考へまして、それから我々のほうの事務総局の機構が、各省と運つておる点がいろいろございます。それいろいろ考へまじ

て行きますと、私といひましては、この事務総局の機構が現在通りでなく、これをもう少し改編する余地があるといふことは、私としても認めざるを得ないと思ひます。これにつきましては、或いは現在の機構を、私が申上げましたのは機構を殖やすという意味ではなくて、或いは一、二の部局は各省のいろいろな省と眺み合せまして、減らさなくてはならないところもあるのではないかと。又力を入れなければならぬところは、ほかの部局から廻すなり、いろいろなことによつて強化して行く部局もこれは考えられるというふうな考へております。お話の通り、人事院の新しい国家公務員法を完成して行きますのに最上の措置をとらなくてはならないだろうと私は思つております。

○千葉信君 大体私も公務員法の第三條から見まして、人事院のやらなければならぬ仕事、これは研究調査等も含んで相当広汎に亘つていふと思ふのですが、そういう人事院の仕事が完全に行われた場合と、それからいふでも遅延がちなあたり、或いは又相違、これはまあ人員の点ばかりに關係ないかも知れないけれども、所詮は陣容を整備されていぬといふ關係から、なか／＼第三條に規定されてあるような人事院本来の仕事が完全に行われない場合が起つて来る不利益や不便といふものは相当あると思ひ、例えは、そういう問題と関連しては、今度の定員法による首切りの問題についても、政府のほうとして、御承知の通り、行政管理局のほうでやるべき仕事といふのは、行政管理局の設置法にもあるように、政府の機構の整備改設の問題、

それから又定員等の問題については、行政管理局のほうでその所掌する仕事としてやることになるけれども、今度はその定員法によるところの定員の減少に對しては、退職する公務員に對してどういふやり方をするかと、それから又第三條第三項の第一号にもあるように、人員の縮少といふ問題、それから退職自体の問題、こういった問題にかついても、これはこういった問題に關する限りは人事院の仕事というふうな形に全部こういった問題については人事院が國外に置かれて、人員の縮少の問題であるとか、或いはこの條項にある退職とか免職とかいふような問題も、殆んど人事院はこれに關与する立場をとつておらない、そういう恰好に現在なつて来ておるのですが、こういったことになると、折角国家公務員法といふものも制定されて、そうしてこの国家公務員法を守るという、法律の実施に任ずるといふ人事院の責任が十分に果されていかないことにもなるし、そして又例えは退職させるにしても、その退職させる基準であるとか、或いは退職するにつれてそれに伴つてどうの給与の問題であるとか、こういった問題から起る公務員諸君の不利益を考慮する、折角公務員諸君が公務員法があるからという立場で、政府と相互契約の理念に基いて仕事をしてくれているところへ、いつまでも一方的に政治的理由や或いは又政治的な要請に基いて国家公務員法の精神が蹂躪されて、而も公務員諸君の利益は少しも擁護されない。こういったところに私は人事院の機構のあり方が影響を持つて来るのじや

ないかと思ふのですが、こういった点について人事院としては、もう少し人事院の仕事は完全に行うために、むしろ減員よりも増員しなければならぬといふ状態に現在の状態が置かれていられるのじやないかと思ふのです。事務局長の立場から、一体国家公務員法のこの三條に要請される人事院の仕事が完全に行われていとお考えになつておられるかどうか。その点もこの際併せて何つておきたいと思ふのであります。

○政府委員(佐藤朝生君) 国家公務員法の第三條に、いろいろの人事院としてなすべき仕事は列挙してございまして、ここに書いてありますけれども、なすべき仕事につきましては、私ども人事院ができた当時から、これについていろいろ研究して参つておるのでございしますが、まあその中で、我々として非常にむづかしい問題もございまして、なか／＼今日において結論が出ていない事項もございまして、まだ全般的にこの條項に關する事項についての人事院としてのいろいろ人事院規則等を出してないことについては、只今お出しやいたしました通りでございますが、私どもといひまして、ここにありますが、仕事を完全にやつて行きますにつけても、現在の機構を減らしてもできるといふことにつきまして、先ほど申上げました通り、いろいろ目下検討中でございますが、この点につきましては最後の結論を得ておられませんから、さう御了承願ひます。

○委員長(吉田法晴君) はかに御質問もなないようでございますが、私から二、三點伺いたいたのですが、先ほど非公式なといひますが、法制土成規の機構でない政令諮問委員会の行政機構改革に關する答申については、国家公務員法にも抵触するところがあつて、これを全面的に承認したわけではない云々といふことでもございましたが、これは政府の正式の意見として出て来たのではないから、私どももこれを取上げて審議をするというわけには参らんと思ひますが、この行政諮問委員会の答申が出て来ることは事実でありますし、その限りに於いて一応やつぱり問題にしなければならぬと思ふのです。個々の点は論議をしないで、差当り問題になつていふところだけお尋ねして参りたいと思ひますが、それは新聞に報せられました各省庁の人事主任官会議、こういったものが今度の定員法改正の基礎になつておることは、これは事実のようでもあります。その中で、まあ新聞記事によりますと、人事、會計両事務の整理に伴う人員整理を平均一〇%と見込んでおるといふことが言われておりますけれども、各省庁によつて一〇%のところもあれば三〇%のところもある、これは率はさまざまであつたと思いますが、あの出席して参つております各省庁の人事管理行政事務と申しますか、それをあの程度に減して果して仕事をやつて行けるのかどうか。こういったことについては、人事院としてはどういふ工合にお考えになつておりますか、第一に伺いたしたいと思います。

○政府委員(佐藤朝生君) お答えいたします。各省庁の人事行政に携わつておる職員を定員法の定めておる通り削減したときに、人事行政がうまく運用できるかどうかといふようなお尋ねだと

○政府委員(佐藤朝生君) はかに御質問もなないようでございますが、先ほど非公式なといひますが、法制土成規の機構

て行きますと、私といひましては、この事務総局の機構が現在通りでなく、これをもう少し改編する余地があるといふことは、私としても認めざるを得ないと思ひます。これにつきましては、或いは現在の機構を、私が申上げましたのは機構を殖やすという意味ではなくて、或いは一、二の部局は各省のいろいろな省と眺み合せまして、減らさなくてはならないところもあるのではないかと。又力を入れなければならぬところは、ほかの部局から廻すなり、いろいろなことによつて強化して行く部局もこれは考えられるというふうな考へております。お話の通り、人事院の新しい国家公務員法を完成して行きますのに最上の措置をとらなくてはならないだろうと私は思つております。

○千葉信君 大体私も公務員法の第三條から見まして、人事院のやらなければならぬ仕事、これは研究調査等も含んで相当広汎に亘つていふと思ふのですが、そういう人事院の仕事が完全に行われた場合と、それからいふでも遅延がちなあたり、或いは又相違、これはまあ人員の点ばかりに關係ないかも知れないけれども、所詮は陣容を整備されていぬといふ關係から、なか／＼第三條に規定されてあるような人事院本来の仕事が完全に行われない場合が起つて来る不利益や不便といふものは相当あると思ひ、例えは、そういう問題と関連しては、今度の定員法による首切りの問題についても、政府のほうとして、御承知の通り、行政管理局のほうでやるべき仕事といふのは、行政管理局の設置法にもあるように、政府の機構の整備改設の問題、

それから又定員等の問題については、行政管理局のほうでその所掌する仕事としてやることになるけれども、今度はその定員法によるところの定員の減少に對しては、退職する公務員に對してどういふやり方をするかと、それから又第三條第三項の第一号にもあるように、人員の縮少といふ問題、それから退職自体の問題、こういった問題にかついても、これはこういった問題に關する限りは人事院の仕事というふうな形に全部こういった問題については人事院が國外に置かれて、人員の縮少の問題であるとか、或いはこの條項にある退職とか免職とかいふような問題も、殆んど人事院はこれに關与する立場をとつておらない、そういう恰好に現在なつて来ておるのですが、こういったことになると、折角国家公務員法といふものも制定されて、そうしてこの国家公務員法を守るという、法律の実施に任ずるといふ人事院の責任が十分に果されていかないことにもなるし、そして又例えは退職させるにしても、その退職させる基準であるとか、或いは退職するにつれてそれに伴つてどうの給与の問題であるとか、こういった問題から起る公務員諸君の不利益を考慮する、折角公務員諸君が公務員法があるからという立場で、政府と相互契約の理念に基いて仕事をしてくれているところへ、いつまでも一方的に政治的理由や或いは又政治的な要請に基いて国家公務員法の精神が蹂躪されて、而も公務員諸君の利益は少しも擁護されない。こういったところに私は人事院の機構のあり方が影響を持つて来るのじや

ないかと思ふのですが、こういった点について人事院としては、もう少し人事院の仕事は完全に行うために、むしろ減員よりも増員しなければならぬといふ状態に現在の状態が置かれていられるのじやないかと思ふのです。事務局長の立場から、一体国家公務員法のこの三條に要請される人事院の仕事が完全に行われていとお考えになつておられるかどうか。その点もこの際併せて何つておきたいと思ふのであります。

○政府委員(佐藤朝生君) 国家公務員法の第三條に、いろいろの人事院としてなすべき仕事は列挙してございまして、ここに書いてありますけれども、なすべき仕事につきましては、私ども人事院ができた当時から、これについていろいろ研究して参つておるのでございしますが、まあその中で、我々として非常にむづかしい問題もございまして、なか／＼今日において結論が出ていない事項もございまして、まだ全般的にこの條項に關する事項についての人事院としてのいろいろ人事院規則等を出してないことについては、只今お出しやいたしました通りでございますが、私どもといひまして、ここにありますが、仕事を完全にやつて行きますにつけても、現在の機構を減らしてもできるといふことにつきまして、先ほど申上げました通り、いろいろ目下検討中でございますが、この点につきましては最後の結論を得ておられませんから、さう御了承願ひます。

○政府委員(佐藤朝生君) 事務を整理しないうちに人員を整理してしまおうということになりますれば、おつしやる通りであろうと思いますが、人員整理の方針と事務の整理の方針と、これはまあ前後になりましたも、ただその行われます時期によりまして、おつしやることが又違うこともあるのじやないかと思つております。

○委員長(吉田法晴君) それは、水掛け論になりますから、もう質問は続けませんが、もう一つさつき人事院自体の人員のことについて、通常予算の提出されるまでに結論を出せばよろしいと思つておつて、それが補正予算の中の一割六分何厘と計算をいたしますが、人数は今手許に持つておりませんが、二百十五名でしたか、人員整理案が出ております。ですから今これを黙つて見送ると一割六分何厘という整理が既定の事実になる。従つて三割二分六厘ですか、これが出て来たときにもう実質的の議論はあつたときに済んでおるのじやないか、こういうふうになると思つておつて、通常予算の出るまでに結論を出せばよろしいということでは間に合わない、現に問題になつておると思つておつて、その点どういふ工合にお考えになりますか。

○政府委員(佐藤朝生君) お話しの通り今回提出されております補正予算の中に、人事院事務当局の減員が、三割二分六厘の半分一割六分三厘、即ち四百二十九人減員になりますので、二百十五人分の退職手当と、それから三月だけが二百十五人の定員を減らしたよ

うな予算になつておりますが、この点

につきましては、私ども了解しております点につきましては、国会或いは裁判所或いは会計検査院等と同じように、これは通常予算のとき決定したことにによりまして、この退職手当の予算が俸給の予算等と彼此融通が利くように了解しております。この点につきましては裁判所の裁判官以外の職員が、たしか政府の案におきましては只今国会に提出されております裁判所職員定員法の減員よりも多かつたのが、少くなつておりますが、補正予算におきましては前の政府の案の通りの数字で、退職手当或いは三月分一月分の俸給が組んであるので、先ほど申し上げました通り、人事院の予算についてもそういうふうな了解を私としてはいたしております。

○委員長(吉田法晴君) そうすると先ほどの結論は、やつぱり通常予算の提出までに出せばよろしい、こういう工合に考へておるのですか。それともつと実質的な議論はそう遠からず出すというふうにお考えになつてはおらんのですか。

○政府委員(佐藤朝生君) 先ほど申し上げました通り通常予算の何と申しますか、内閣から提出します時期までに、人事院としての態度をきめればよろしいと人事院としては考へております。

○委員長(吉田法晴君) 別に御質問ございませんか。ちよつと速記をとめて。

午後三時十五分速記中止

午後四時一分速記開始

○委員長(吉田法晴君) 速記を始め

それでは本日の委員会はこれで散会

いたします。

午後四時二分散会

十一月十七日委員会に左の事件を付託された。

- 一、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十一月十三日)
- 一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十一月十五日)

昭和二十六年十二月三日印刷

昭和二十六年十二月四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所